

仙発農振第24号  
令和8年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	桧木内 (戸沢、共和、桁沢、中泊、寺村、比内沢、宮田、浦子内、堀内、三共、中里、小滝、吉田、小波内、相内、松葉、高屋、畠中、山口、長戸呂、下田、木田、相沢、管野、久保、大台野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月16日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間農業地帯で条件不利農地が多数存在する。
  - ・水害が多く、用水の確保が難しい区域もある。
  - ・高齢化率が高い地区であり、担い手の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加が懸念される。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・不作付け地の増加を防ぐため、そばの作付けを増やし、産地化を図る。
  - ・用水が確保できるほ場は水稻栽培を行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	446.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	433.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の地域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備事業の活用については、法人化も含めて検討が必要。

基盤整備困難な区域については、農地耕作条件改善事業や中山間畠地化整備事業等を活用し、耕作条件を改善する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。

農外参入も積極的に受け入れる。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

新規作物栽培希望者や新規就農希望者はJAより高収益作物の栽培について指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が絶えない地区であるため、防獣ネットや電気柵等の設置により被害防止を図る。  
市担当課、地元獣友会と連携し作物の食害等を防ぎ、安定収入を確保する。

⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域内各区域で計画的に行う。

⑧農道、用排水路の保全管理は地域内各区域毎に計画的に行う。

## 地域計画 案

策定年月日	令和6年12月 3日
更新年月日	令和 年 月 日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	桧木内 (戸沢、共和、桁沢、中泊、寺村、比内沢、宮田、浦子内、堀内、三共、中里、小滝、吉田、小波内、相内、松葉、高屋、畑中、山口、長戸呂、下田、木田、相沢、管野、久保、大台野)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	446.4 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	433.9 ha
② 田の面積	363.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	83.1 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

- ・中山間農業地帯で条件不利農地が多数存在する。
- ・水害が多く、用水の確保が難しい区域もある。
- ・高齢化率が高い地区であり、担い手の高齢化や後継者不足により、耕作放棄地の増加が懸念される。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・不作付け地の増加を防ぐため、そばの作付けを増やし、産地化を図る。
- ・用水が確保できるほ場は水稻栽培を行う。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進めることを基本とするが、非担い手の農地も確保し、地域全体で農地保全に努める。

用水を必要としない作物の団地を形成し、水田地帯と畑作地帯を区分することで、用水の確保や作業効率の向上を図る。

## (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	53.6 %	将来の目標とする集積率	56.3 %
--------	--------	-------------	--------

## (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

山際の条件不利農地は、そばの団地を形成し、作業効率の向上を図る。

好条件のほ場は、水稻生産者に集積し、作業効率の向上を図る。

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組
基盤整備事業の活用については、法人化も含めて検討が必要。 基盤整備困難な区域については、農地耕作条件改善事業や中山間畠地化整備事業等を活用し、耕作条件を改善する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
高収益作物の栽培を行っている経営体が少ない。他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。 農外参入も積極的に受け入れる。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
新規作物栽培希望者や新規就農希望者はJAより高収益作物の栽培について指導をいただく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣被害が絶えない地区であるため、防獣ネットや電気柵等の設置により被害防止を図る。  
市担当課、地元獣友会と連携し作物の食害等を防ぎ、安定収入を確保する。

⑦条件不利農地が多数存在する地区であり、荒廃農地の発生や①の鳥獣被害の発生も懸念されるため、防除等は地域内各区域で計画的に行う。

⑧農道、用排水路の保全管理は地域内各区域毎に計画的に行う。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	JA	作物栽培指導	全作物

## 6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

### (留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

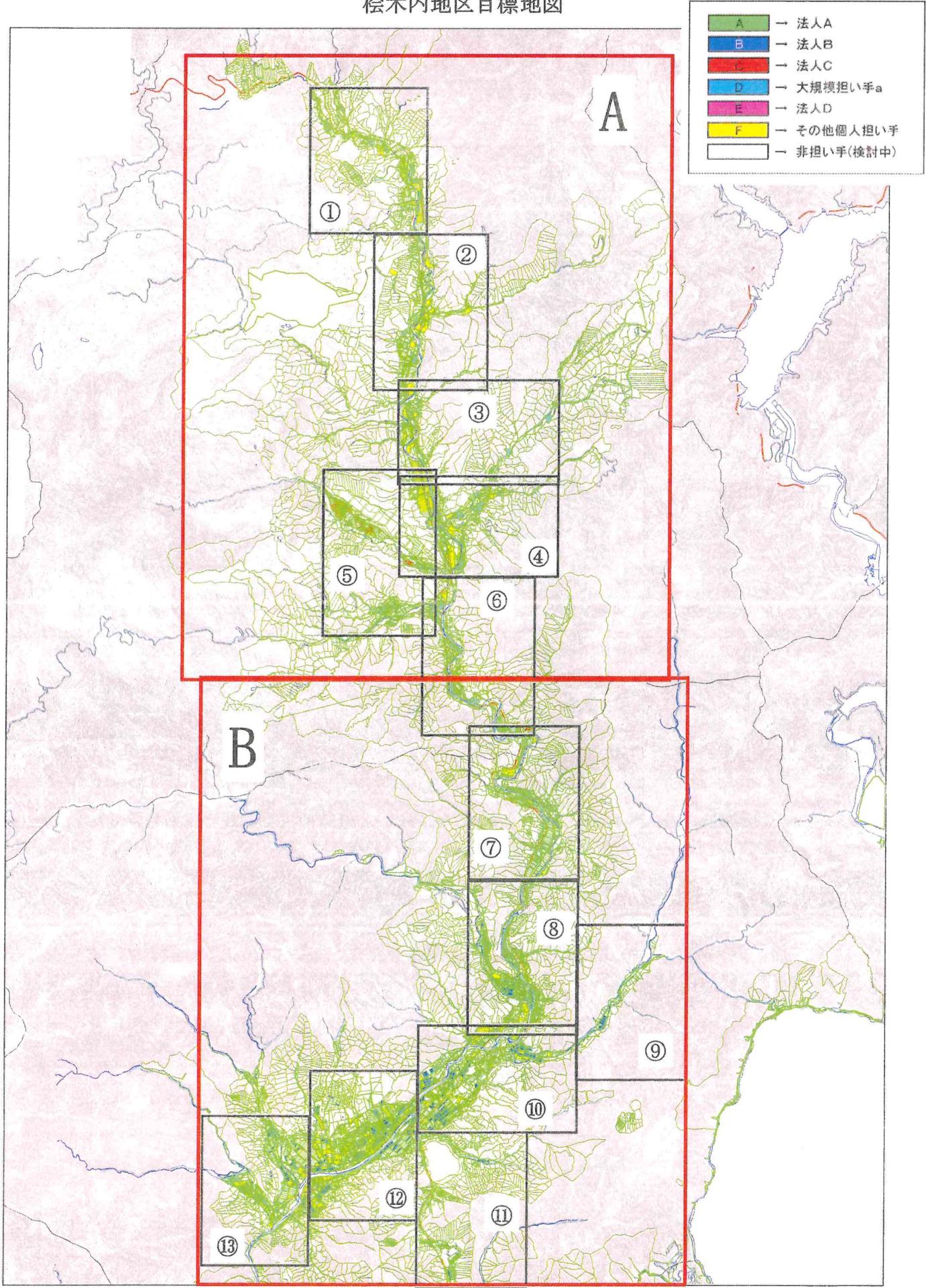
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

No.	属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後				
						(目標年度:令和 16 年度)				
			経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上 の表示	備考
1	認農	個人担い手	そば	4.6 ha	ha	そば	4.0 ha	ha	黄	
2	認農	個人担い手	水稻、りんどう	9.8 ha	ha	水稻、りんどう	5.0 ha	ha	黄	
3	認農	個人担い手	水稻	8.5 ha	ha	水稻	8.5 ha	ha	黄	
4	認農	個人担い手	養豚	- ha	ha	養豚	- ha	ha		豚790頭
5	認農	個人担い手	水稻	9.6 ha	ha	水稻	8.0 ha	ha	黄	
6	認農	個人担い手	水稻、そば	10.9 ha	ha	水稻、そば	10.0 ha	ha	黄	
7	認農	個人担い手	水稻	0.8 ha	ha	水稻	1.0 ha	ha	黄	
8	認農	個人担い手	水稻	4.1 ha	ha	水稻	4.1 ha	ha	黄	
9	認農	個人担い手	りんどう、ヘーゼルナッツ	1.2 ha	ha	りんどう、ヘーゼルナッツ	2.1 ha	ha	黄	
10	認農	個人担い手	水稻	8.7 ha	ha	水稻	10.6 ha	ha	黄	
11	認農	個人担い手	そば	0.2 ha	ha	そば	0.2 ha	ha	黄	
12	認農	個人担い手	水稻	2.5 ha	ha	水稻	2.5 ha	ha	黄	
13	認農	個人担い手	薬草	5.0 ha	ha	薬草	5.0 ha	ha	黄	
14	認農	個人担い手	牧草	0.7 ha	ha	牧草	0.7 ha	ha	黄	
15	認農	個人担い手	薬草	0.9 ha	ha	薬草	1.5 ha	ha	黄	
16	認農	個人担い手	水稻	0.6 ha	ha	水稻	0.6 ha	ha	黄	
17	認農	個人担い手	水稻	1.2 ha	ha	水稻	1.4 ha	ha	黄	
18	認農法	法人A	水稻、大豆	30.9 ha	ha	水稻、大豆	35.0 ha	ha	A	
19	認農法	法人B	水稻、そば、WCS	64.5 ha	ha	水稻、そば、WCS	65.0 ha	ha	B	
20	認農法	法人C	そば	8.9 ha	ha	そば	20.0 ha	ha	C	
21	認農	個人担い手	たらの芽、小菊	0.5 ha	ha	たらの芽、小菊	0.5 ha	ha	黄	
22	認農	担い手a	そば	52.9 ha	ha	そば	52.9 ha	ha	a	
23	認農	個人担い手	水稻、野菜	0.5 ha	ha	水稻、野菜	0.5 ha	ha	黄	野菜(アスパラガス、いちご、みょうが)
24	認農	個人担い手	大根、いちご	0.3 ha	ha	大根、いちご	0.3 ha	ha	黄	
25	認農	個人担い手	ほうれんそう	0.3 ha	ha	ほうれんそう	0.3 ha	ha	黄	
26	認農	個人担い手	水稻、りんどう	1.5 ha	ha	水稻、りんどう	1.5 ha	ha	黄	
27	認農	個人担い手	水稻	0.9 ha	ha	水稻	0.9 ha	ha	黄	
28	認農	個人担い手	ほうれんそう、きのこ類	0.6 ha	ha	ほうれんそう、きのこ類	0.6 ha	ha	黄	
29	認農	個人担い手	水稻、ほうれんそう、たらの芽	4.1 ha	ha	水稻、ほうれんそう、たらの芽	4.1 ha	ha	黄	
30	認農法	法人D	そば	2.6 ha	ha	そば	2.6 ha	ha	D	
31	到達	個人担い手	水稻、ほうれんそう	1.7 ha	ha	水稻、ほうれんそう	1.7 ha	ha	黄	追加
合計		31経営体		239.3	ha		251.1 ha	ha		

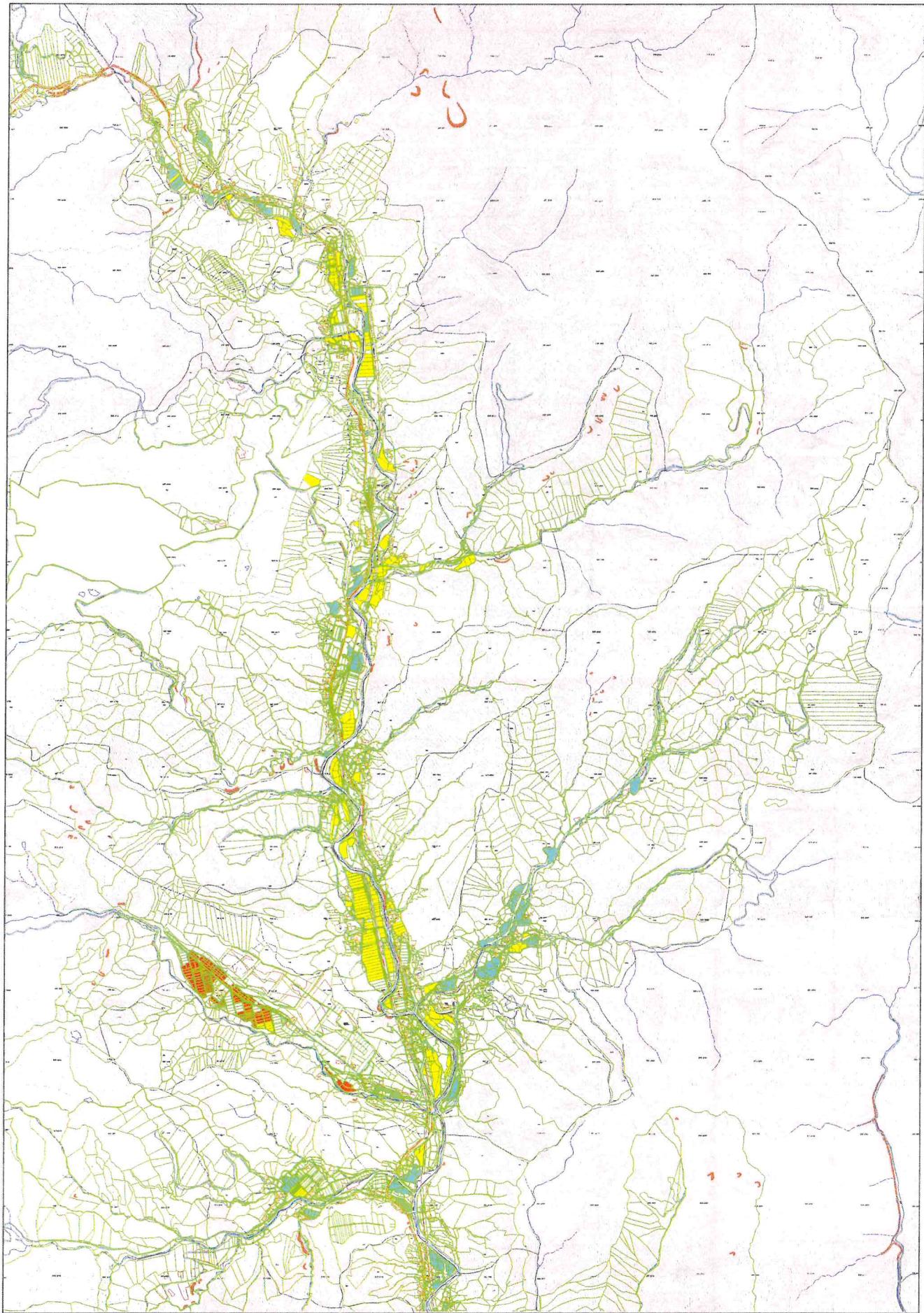
## 桧木内地区目標地図



1:50000

0 1000 5000m

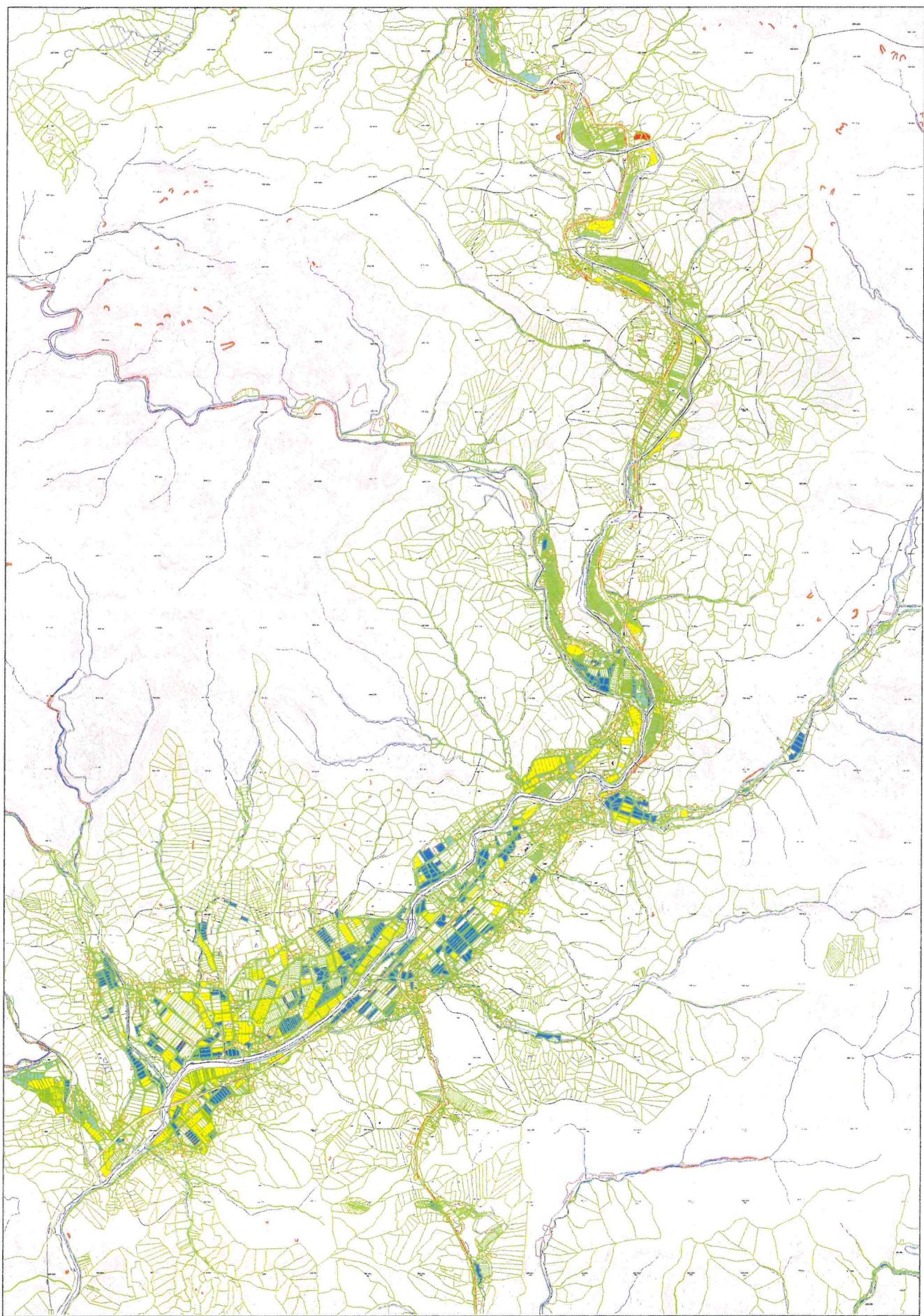
## 桧木内地区A



1:25000

0 1000 2000m

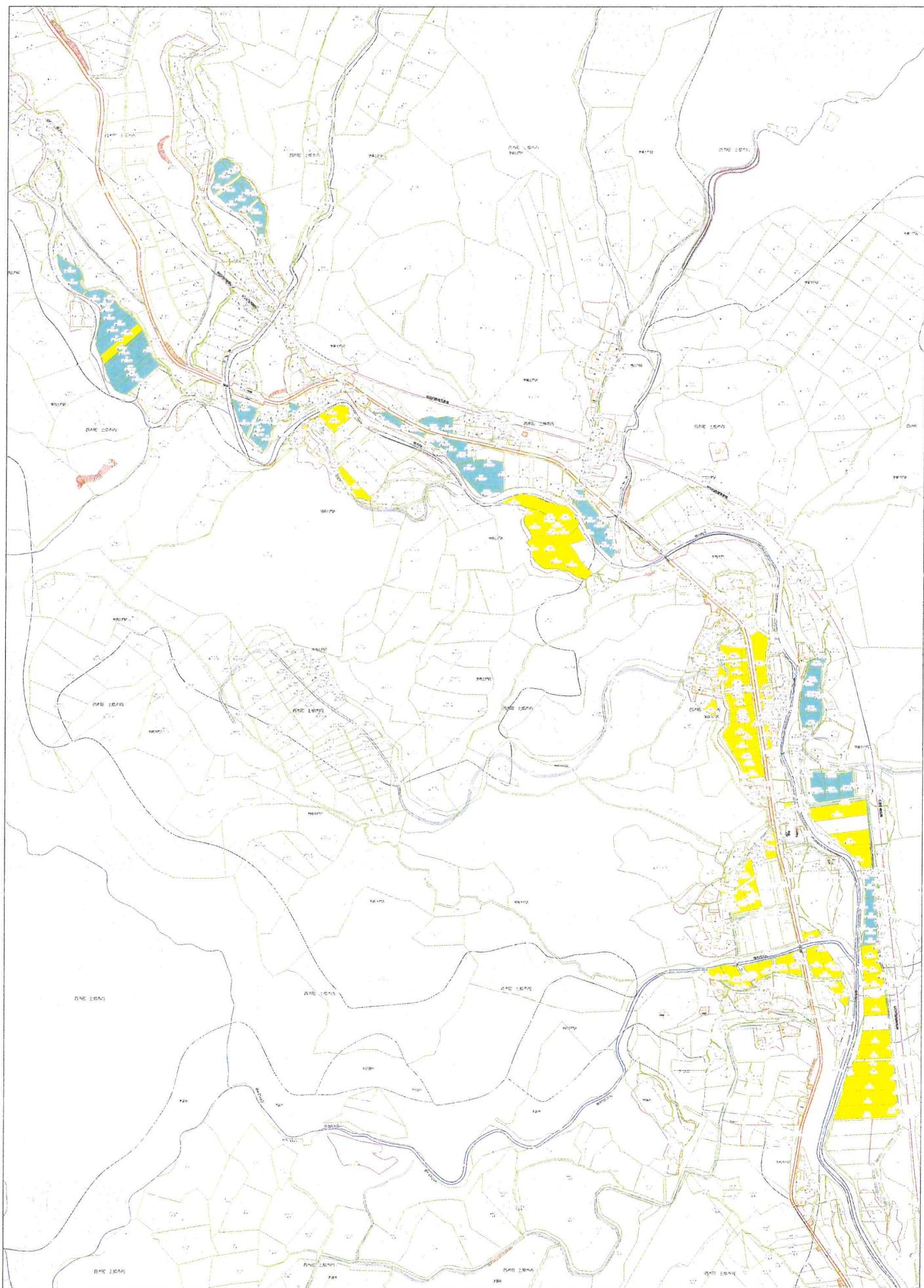
## 桧木内地区B



1:25000

0 1000 2000m

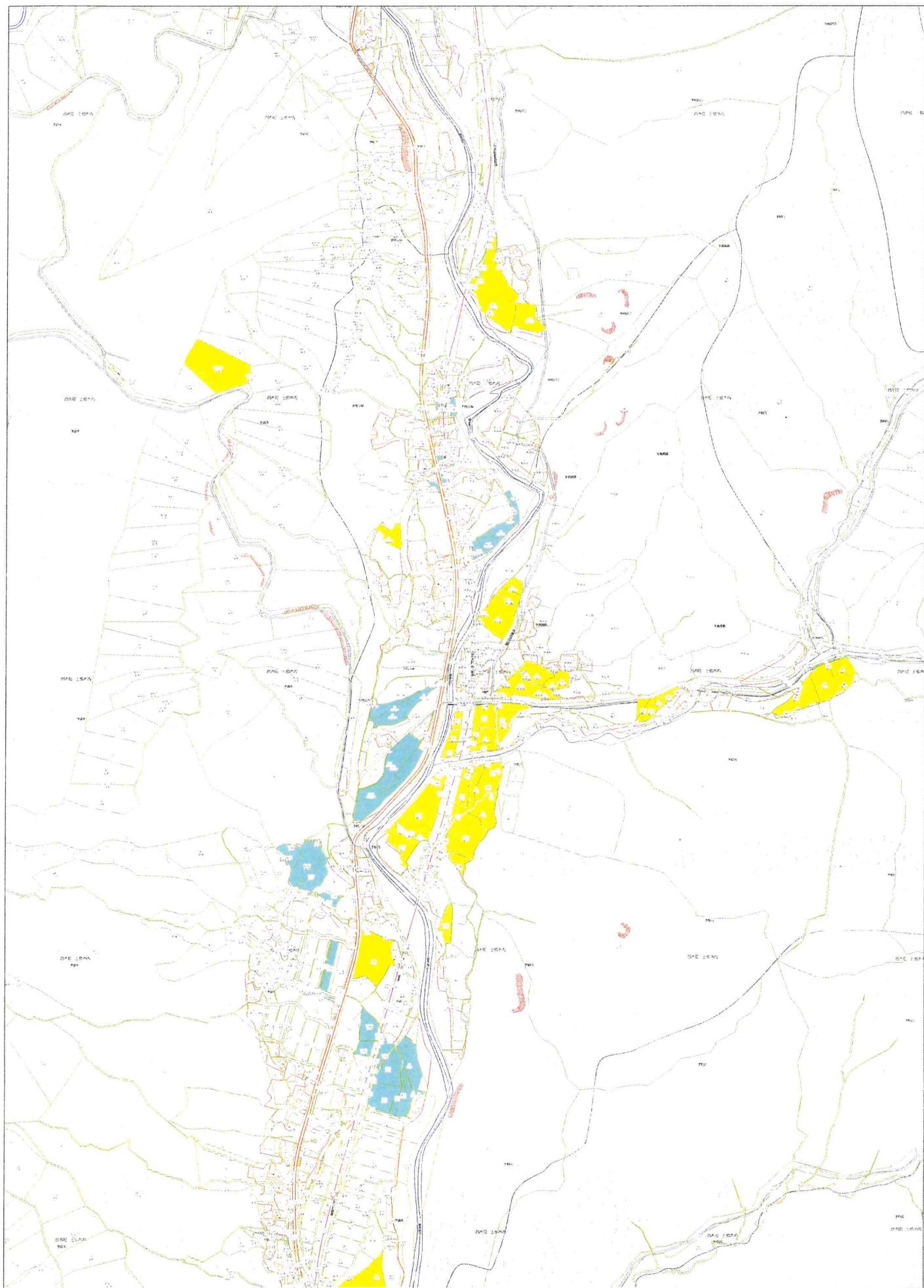
# 桧木内地区①



1:3000

0 100 500m

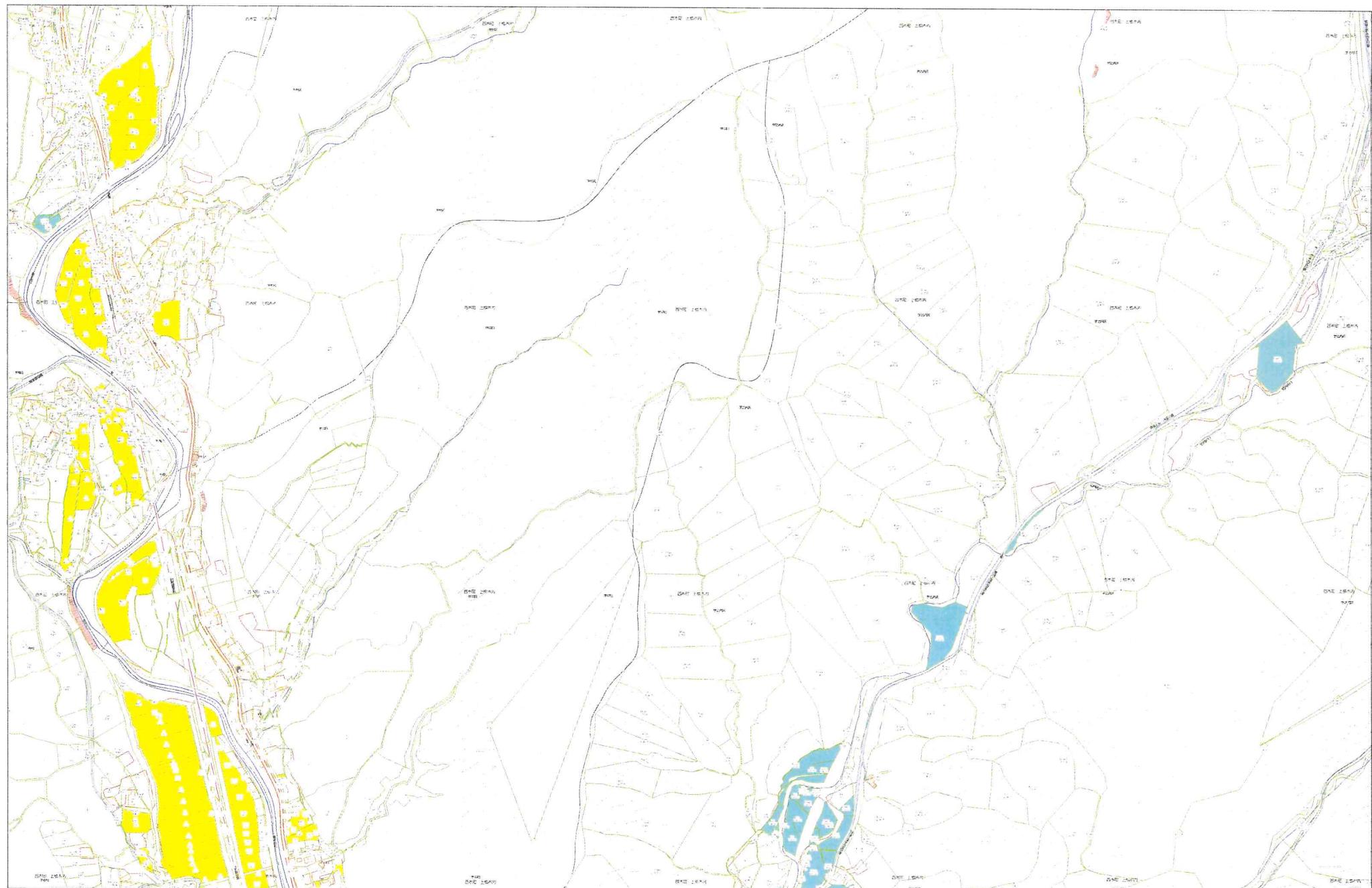
## 桧木内地区②



1:3000

0 100 500m

桧木内地区③



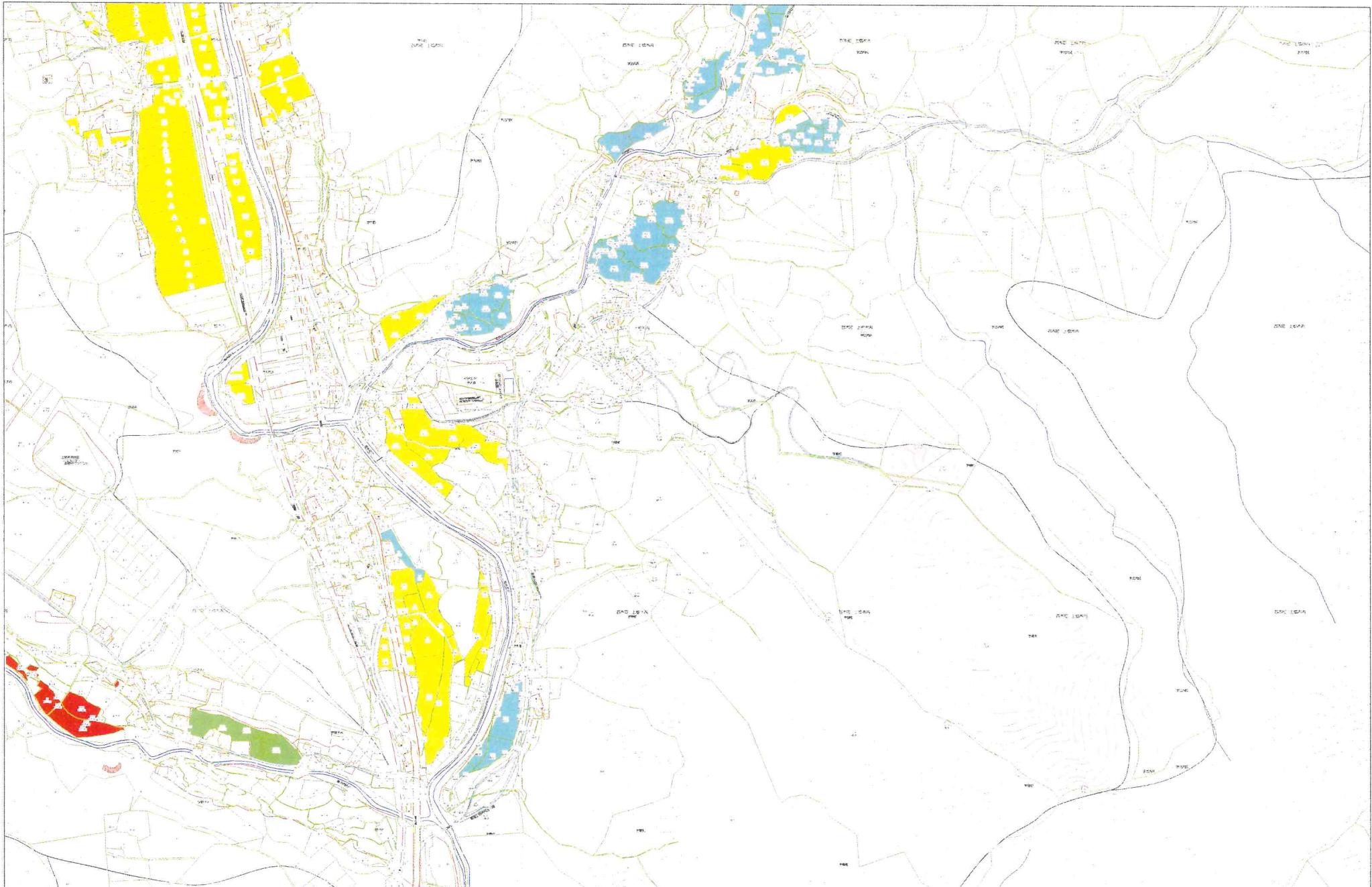
1 : 3000

5

5

10 of 10

## 桧木内地区④

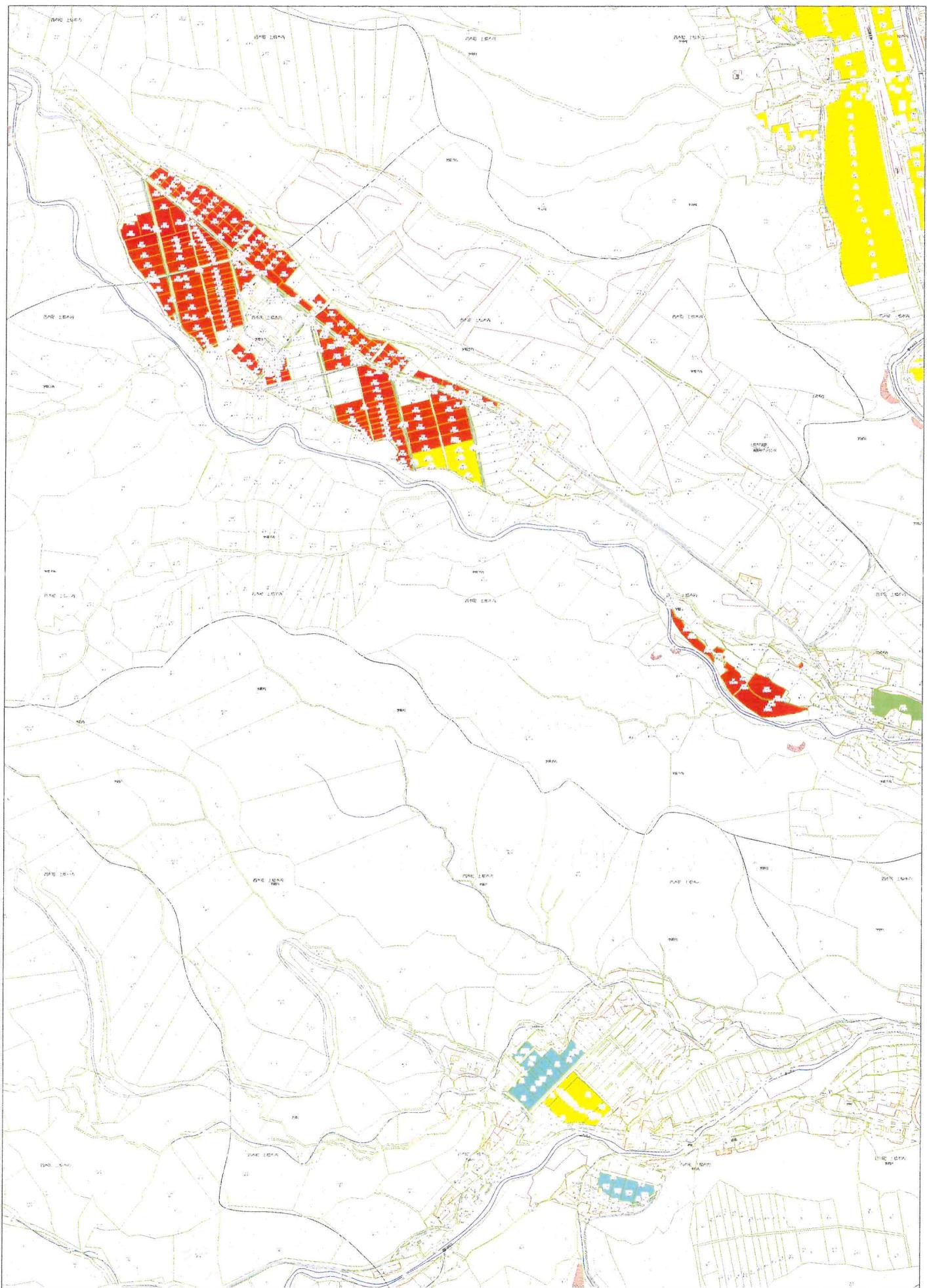


1:3000

0 1 500 1000



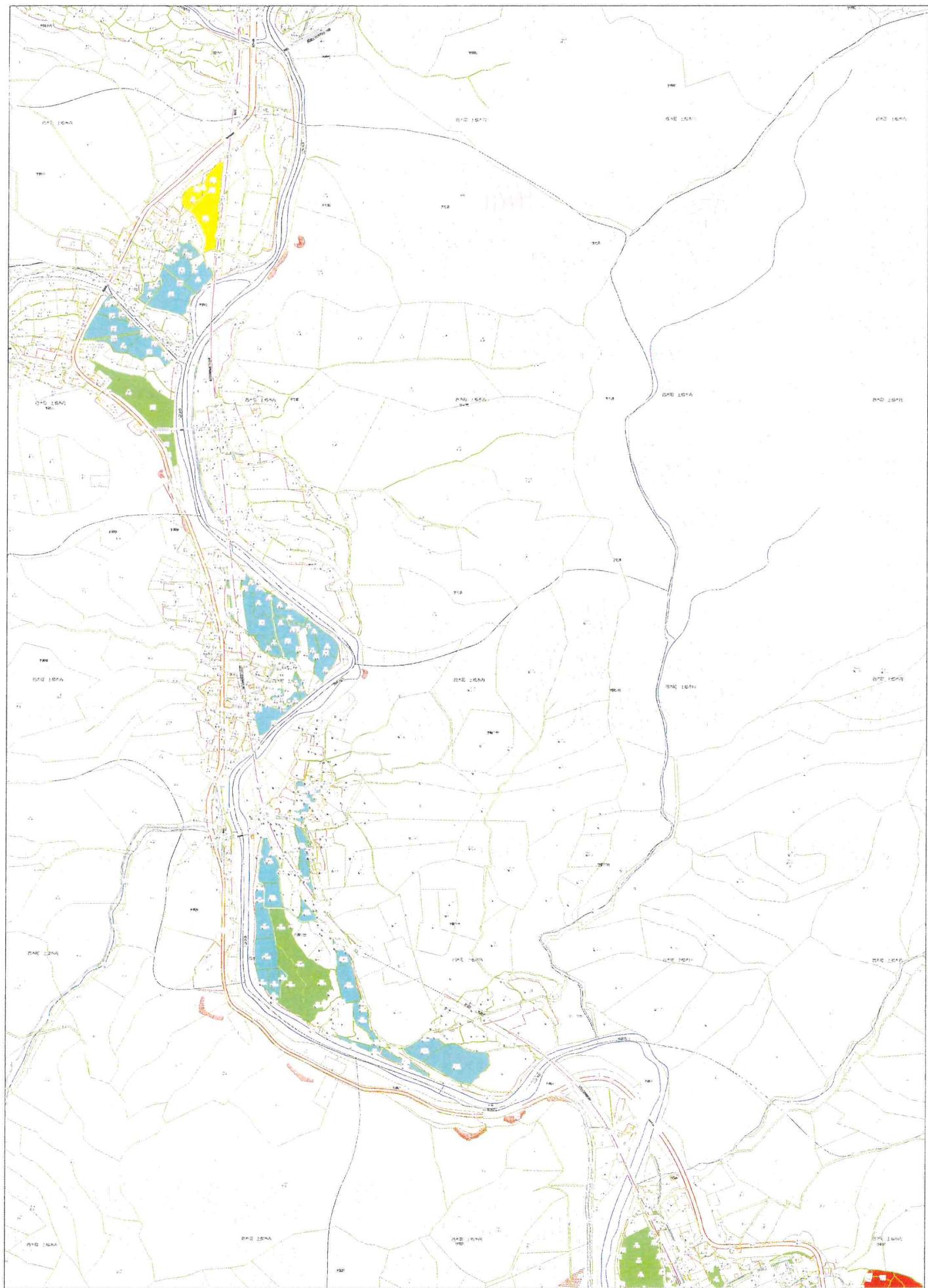
## 桧木内地区⑤



1:3000

0 100 200 300 400 500m

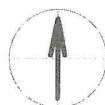
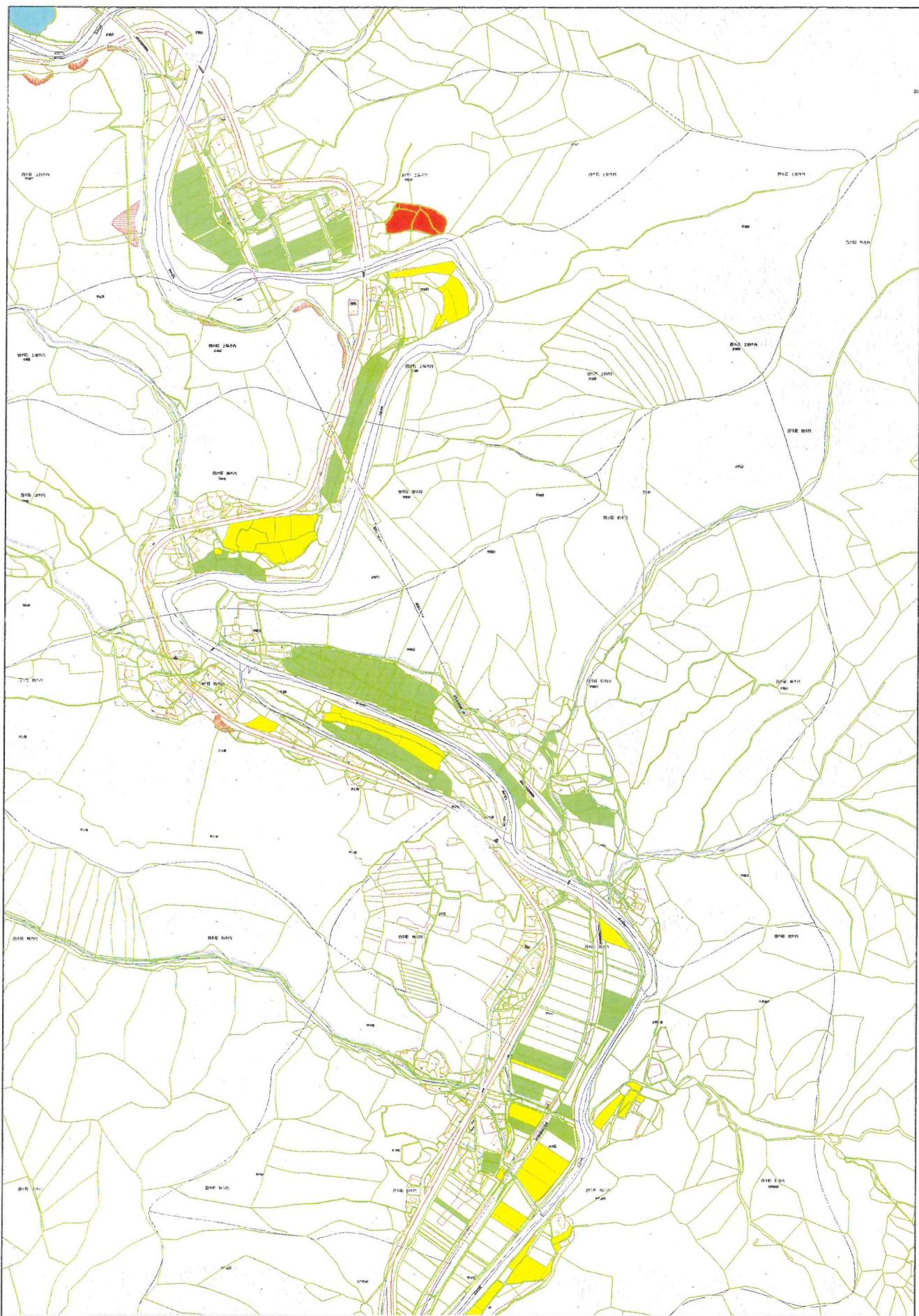
## 桧木内地区⑥



1:3000

0 100 1 500m

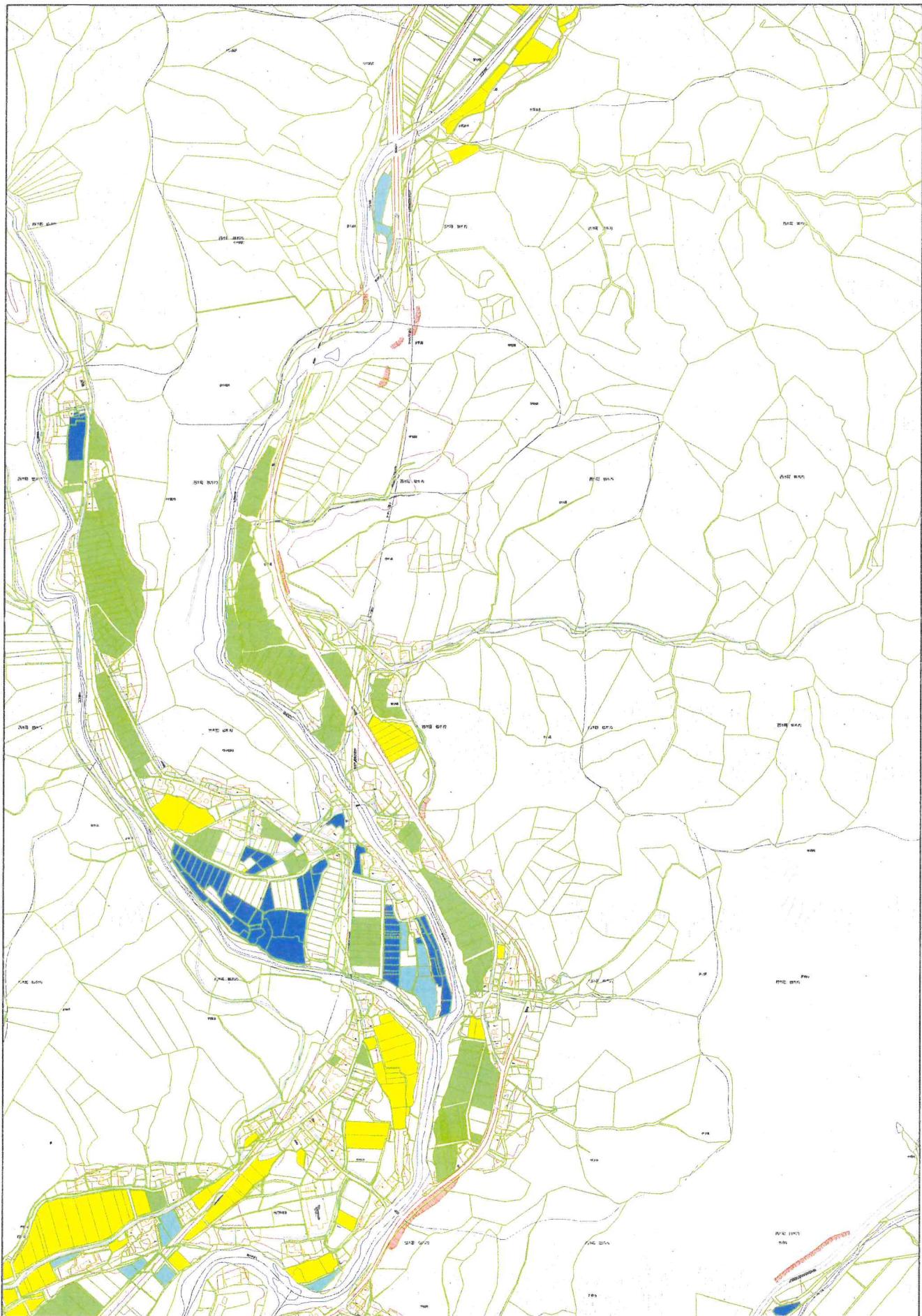
桧木内地区⑦



1:10000

0 100 500m

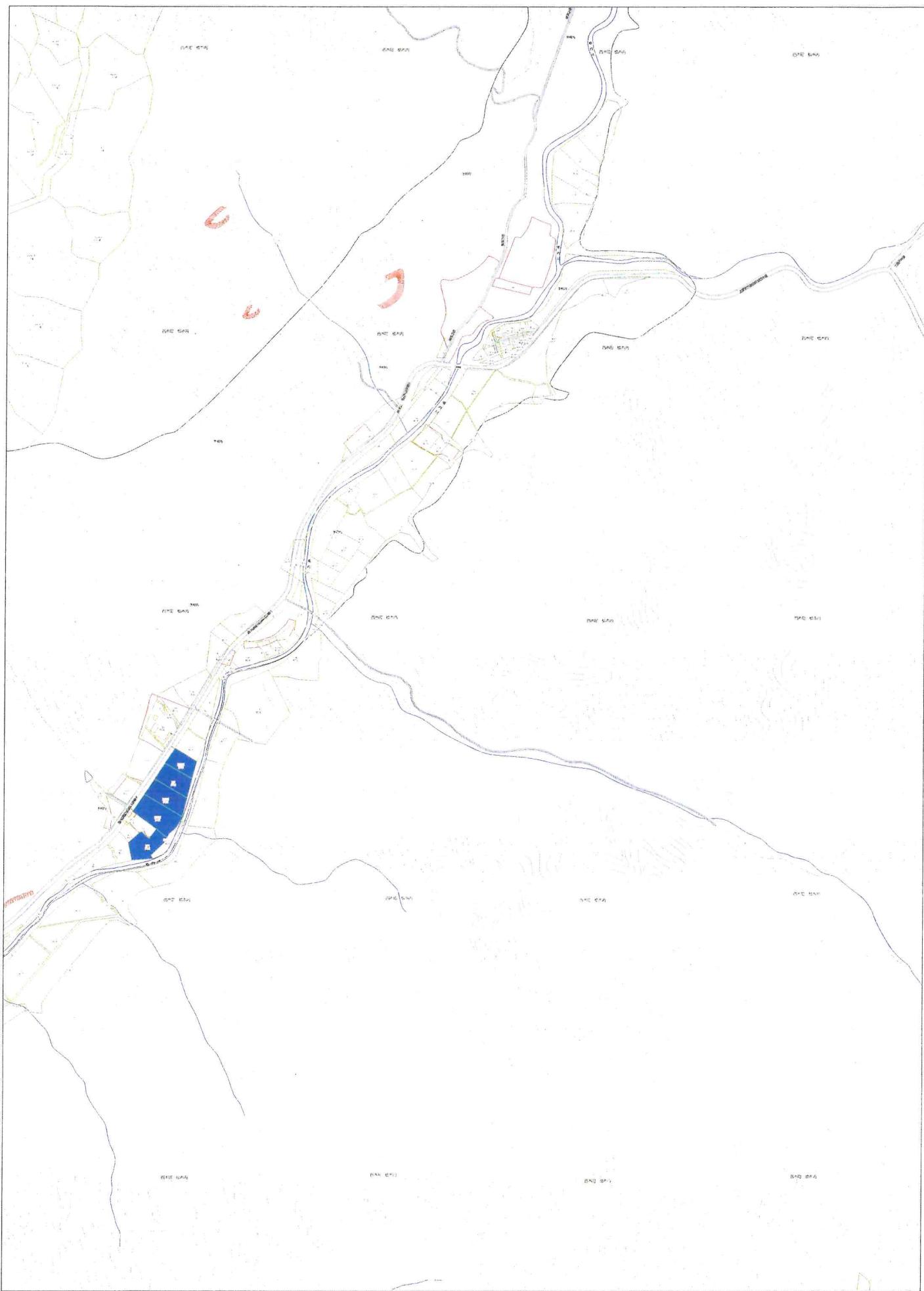
桧木内地区⑧



1:10000

0 100 500m

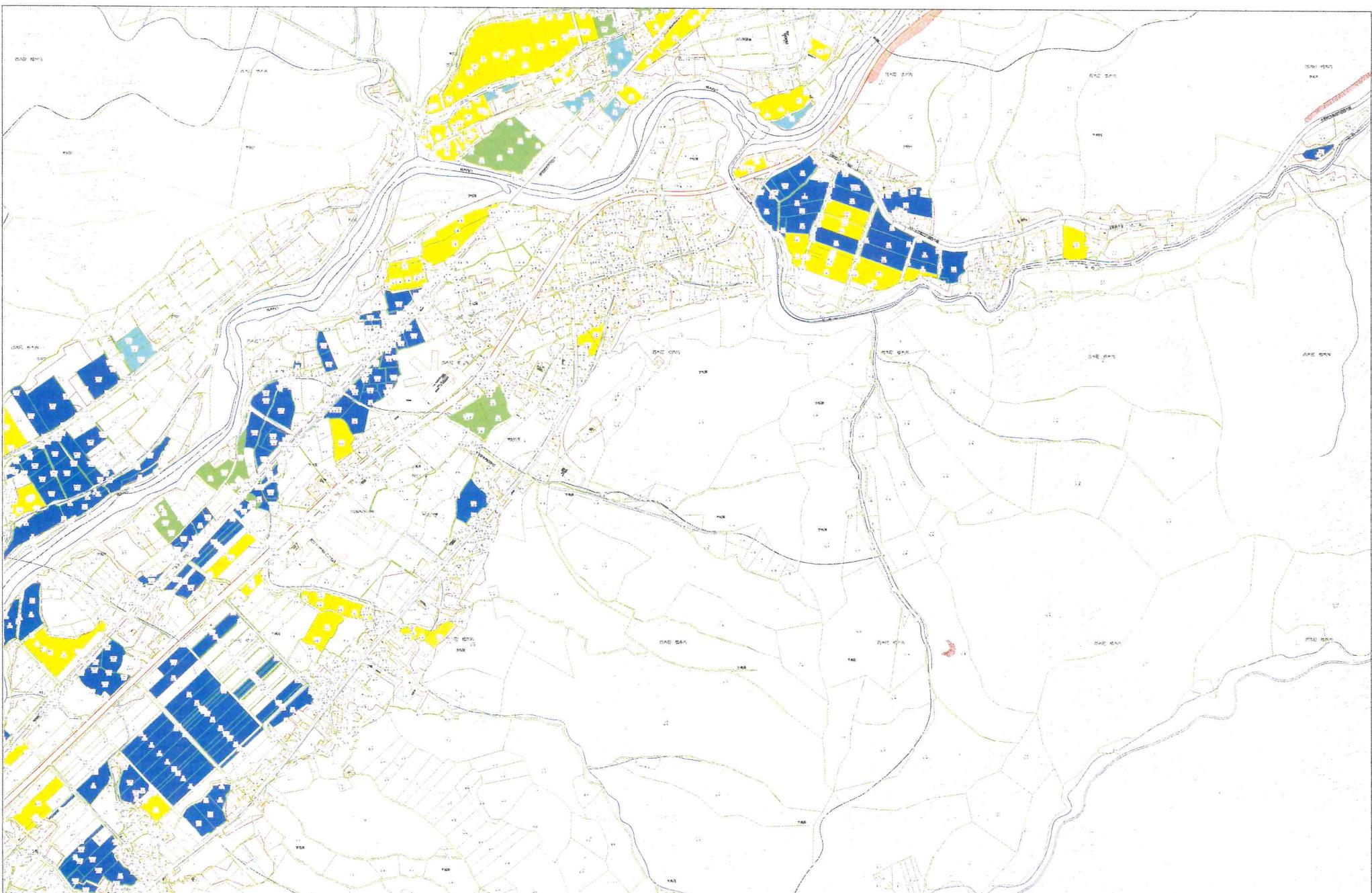
## 桧木内地区⑨



1:3000

0 100 200 300 400 500m

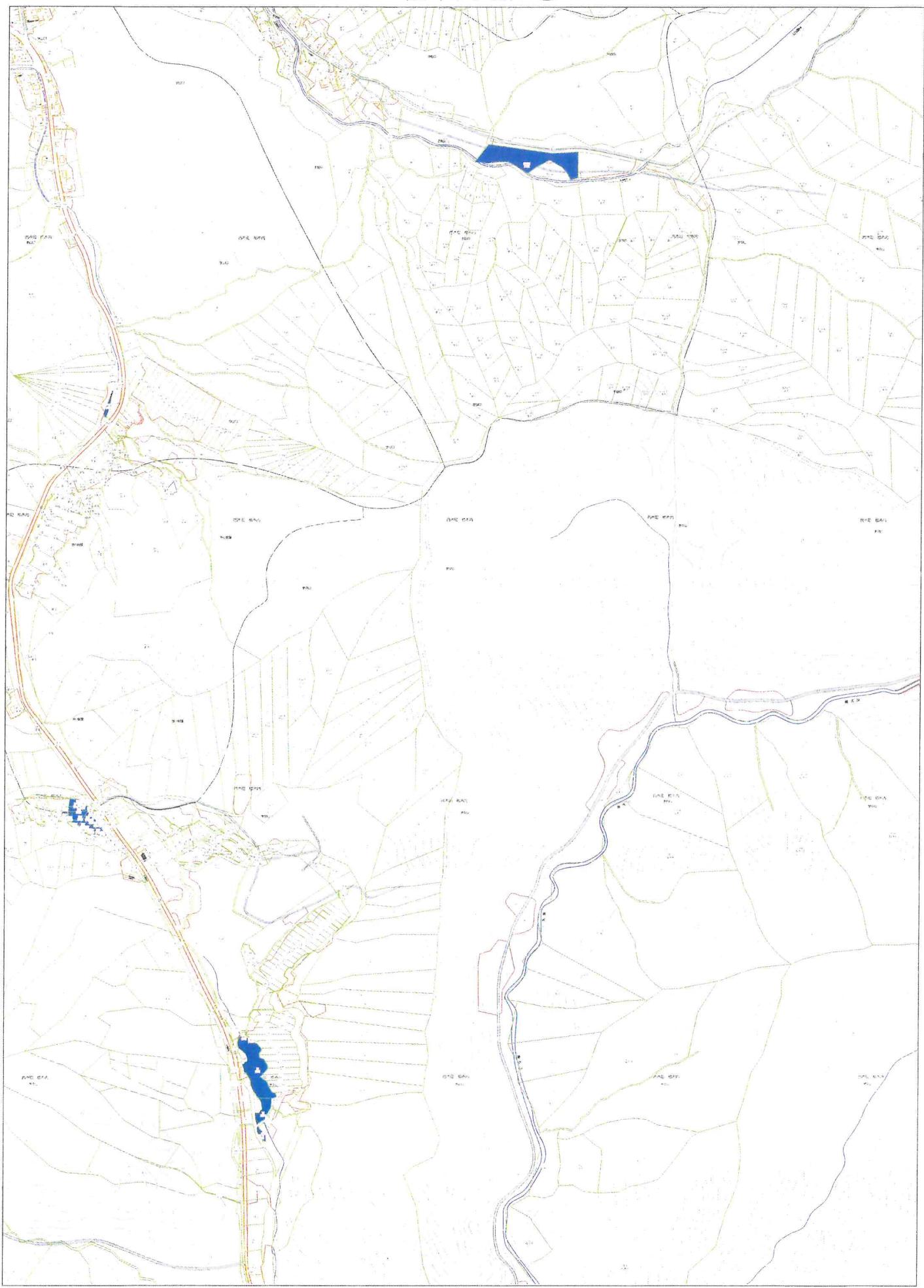
## 桧木内地区⑩



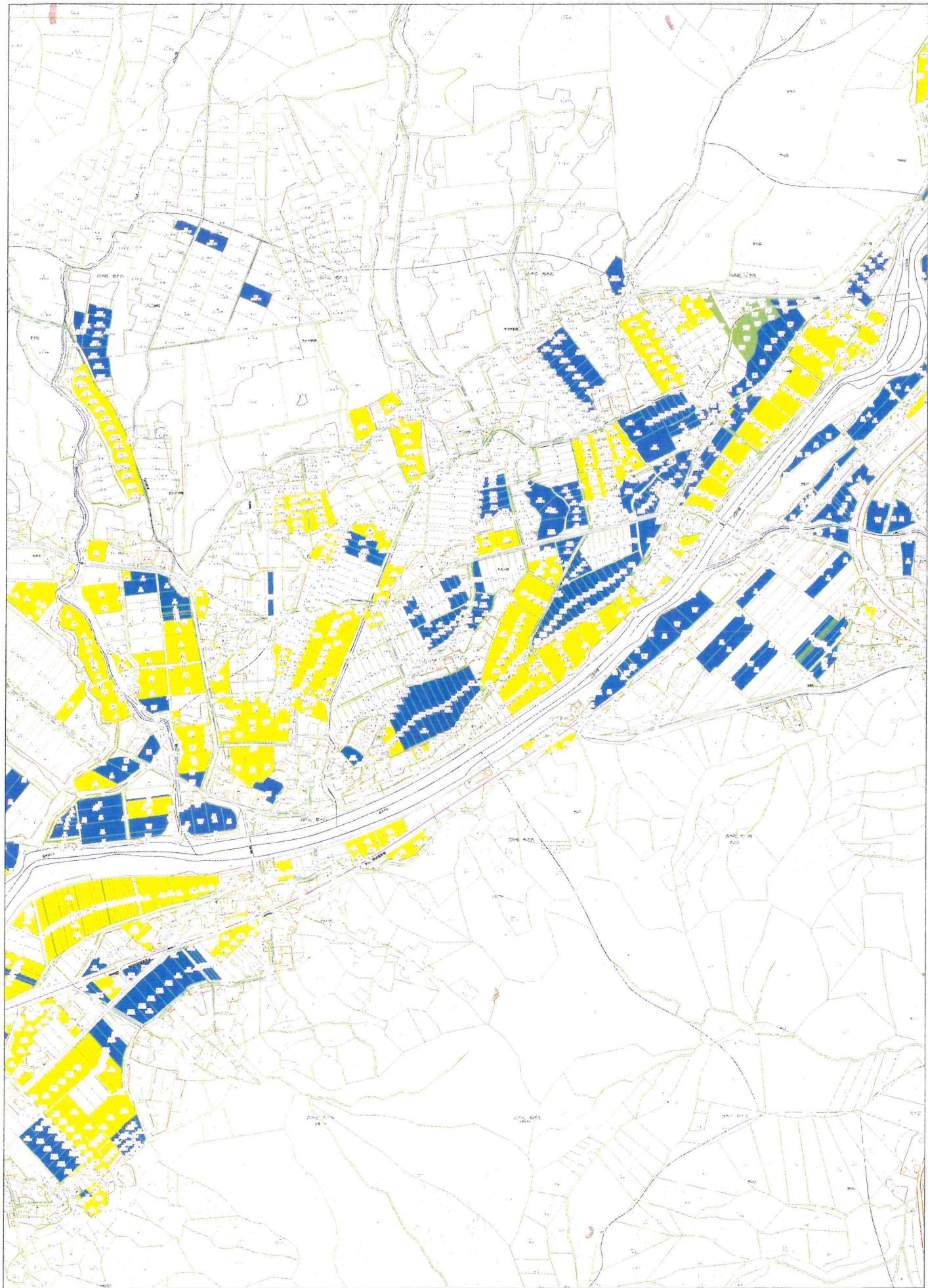
1:3000

0 500 1000m

## 桧木内地区⑪



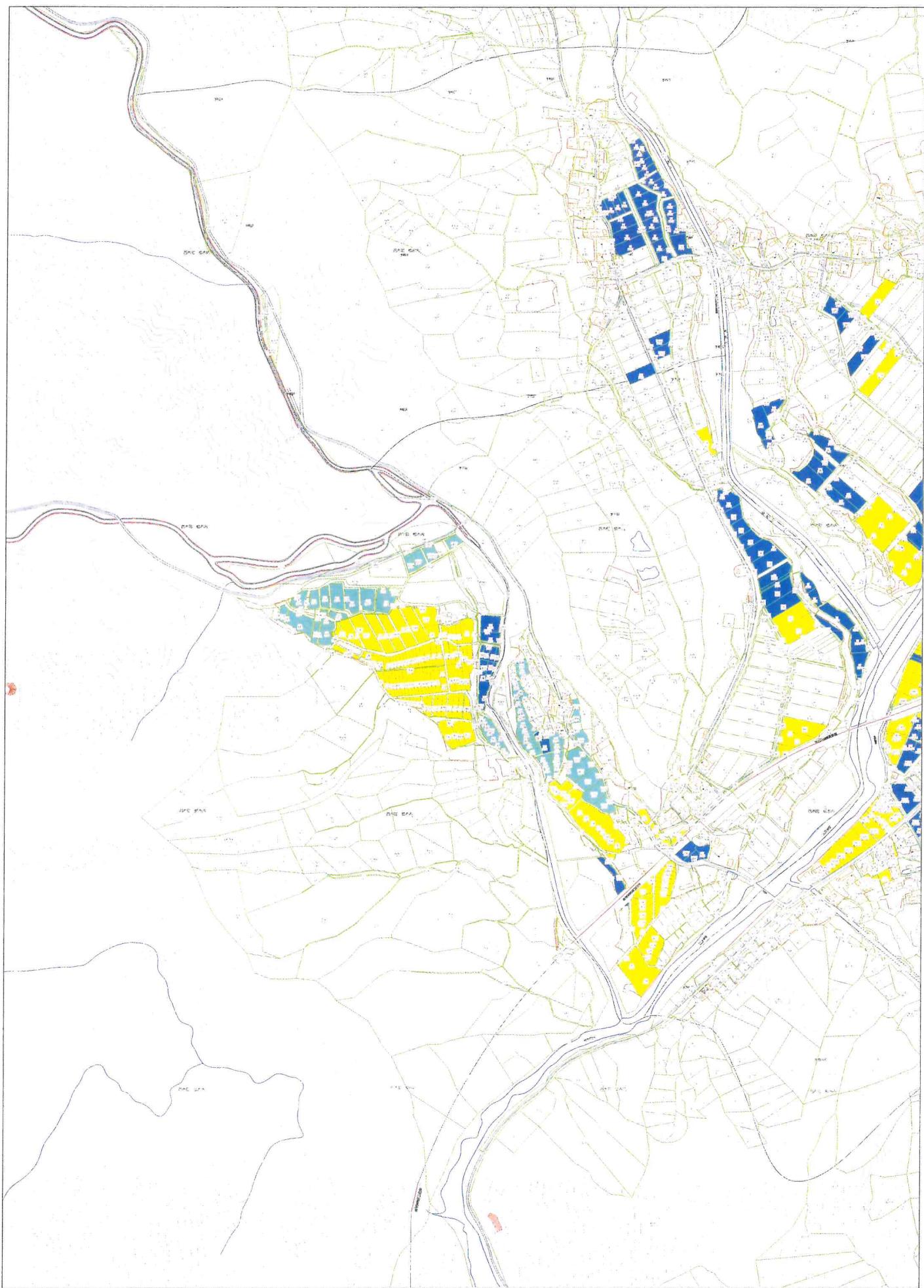
## 桧木内地区⑫



1:3000

0 100 1 3 5km

## 桧木内地区⑬



1:3000

0 100 1 1 1 1 1 500m